

グ	ロ	ー	バ	ル	化	す	る	事	業
活	動	と	日	本	の	国	際	紛	争
解	決	法	制	の	整	備			

ー急がれる「日本国際仲裁センター」の設立ー

小原法律特許事務所



小原 望（おはら・のぞむ）

小原法律特許事務所所長。弁護士。京都大学法学部卒業、京都大学大学院及びハーバード大学ロースクール修士課程修了（フルブライト留学生）。ニューヨーク州とカリフォルニア州の法律事務所に勤務。「国際仲裁代理研究会」、「国際仲裁研究会」各委員（いずれも日弁連、法務省共催）、「国際仲裁連絡協議会」委員。日弁連「外国弁護士及び国際法律業務委員会」元委員長（現委員）、国際法曹協会（IBA：International Bar Association）元PPID理事、現在公益社団法人日本仲裁人協会副理事長。

1. はじめに

近年、人、物、資本の国境を越えた移動が盛んとなり、事業活動（企業のみならず個人事業を含む）のグローバル化は急速に進んでいる。かつては国際化といえれば多国籍化した巨大企業が中心であったが、この頃は大型企业への部品提供も国際的な価格競争の観点から日本国内の下請企業だけでなく、現地調達が多くなり、国内の下請企業も供給先の大型企业と共に海外に行くのでなければ国内だけでは存続することが不可能となるに至った（東大阪府は下請の工場が多いことで有名であったが、最近存続



するのはその約3分の1でその他は海外進出したか、さもなくば閉鎖または転職を余儀なくされたといわれている（注1）。

このような現象は製造業だけではなく、コンビニ、スーパー等のサービス業の海外進出も盛んになつており、ボーダレスな事業活動は業種を問わず、アウトバウンド（日本から外国へ）のみならずインバウンド（外国から日本へ）も増えつつあり、今後の国際的な経済紛争は大型企业間のみでなく中小企業間でも増大する傾向にある。

2. 国際経済紛争の解決には仲裁が必要

国内紛争の解決には裁判、調停、示談等の紛争解決手続が多用されている。同じ国の当事者（法人、個人）の紛争であればこれらの方法は有効である。しかし国際経済紛争となると、当事者の国籍、法律、使用言語、文化等の差異があることから、一方の当事者の国の裁判所で、その国の特別公務員である裁判官に紛争を解決してもらうというのは、中立性に懸念が生じるうえ、使用言語は一方の当事者の公用語であり、その国の裁判所に提出する文書等はその公用語に翻訳せねばならず、時間と費用が非常に高つくことになる。

近時の経済紛争では私企業間の紛争だけでなく国または国営企業と私企業との紛争もありうる。投資紛争等はその例である。これら国または国営企業を相手として自国の裁判所に裁判を提起することは主権免除の原則（国家はその同意なくして被告として外国の裁判管轄権に服することは免れることをいう）から難しく、国際経済紛争では仲裁が多用されているのである。

国際仲裁では私的自治が尊重され、私的な裁判官である仲裁人は当事者の合意で選任され、仲裁地や仲裁法・規則、使用言語も当事者の合意により決めることが出来る。しかも裁判は三審制の場合が多いが、仲裁は一審制でありより早く解決することが出来る。

仲裁判断の執行は約146か国が加盟している1958年の「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）で執行が確保されている（多くの場合は仲裁判断が尊重され、それに従って任意履行されている）。このように国際経済取引は、それに伴う紛争を国際仲裁のような合理的な手段によって解決できることが必要不可欠であるということが出来る。

またFTAの時代といわれているように、TPPを含む多数の自

由貿易協定が締結され、これらの条約の中にはこれらの条約に関連する紛争は国際仲裁で解決するという条項が含まれている。従って国際紛争の解決には今後ますます仲裁が用いられる傾向にある（注2）。

3. 日本の国際経済紛争解決手段

日本は経済大国と言われている。GDP（国内総生産）はかつてアメリカについて世界で第2位であったが、現在（2014年）でも中国には抜かれたものの第3位である。また貿易額（輸出と輸入の合計）でも日本は世界で第4位（2015年）である。

しかしながら国際紛争の解決手段に関しては日本は著しく遅れている。訴訟に関しては日本の裁判所では当事者の如何を問わず（当事者双方が外国人または外国企業であっても）使用言語は日本語のみであるので（日本語を公用語とするのは世界中で日本のみである）、国際訴訟に関する資料を証拠として出そうとすれば膨大な資料を日本語に翻訳せねばならず、費用と時間がかかるために当事者から敬遠されがちである。

国際仲裁は前記のとおり国際経済紛争に関しては訴訟より長所が

多く、特に中立的であり、手続きも当事者の合意で柔軟に対応できるので諸外国では多用されているが、日本で実施されている仲裁件数はごく僅かである(2005年~2014年の10年間をみても年間11件~27件にすぎない)。

このような現状からは日本が関係する大部分の国際経済紛争は日本以外の国、機関で解決されているということが出来る。換言すれば、日本の紛争解決手段は、国際紛争に関しては、その国力に相応しい機関が用意されていないのが現状である。

4. 東南アジアにおける最近の動き

このような日本の現状に反し、東南アジアの諸国においては、自国を国際経済紛争の解決センターにしようとの目的で、官民あげての経済的支援の下で自国の国際仲裁活性化のための様々な努力がなされている。この傾向は最近東南アジアが世界の中で最も活気をおびた経済市場となるにつれて特に強くなっている。以下に代表的な国・地域について紹介する(注3)。

(1) 香港

香港における中心的な仲裁機関

である香港国際仲裁センター(HK I A C : The Hong Kong International Arbitration Centre)は、アジアの国際紛争解決の中心となることを目指して、香港政府及び実業界からの経済的支援の下に1985年に香港島の一等地のビルであるExchange Squareに設立された独立の非営利法人である。

香港のADRを更に充実させるために、2017年には、香港政府により、HK I A Cのみならず、各国の仲裁機関や仲裁実務家の法律事務所も入居できるADRセンターが建設される予定である(注4)。

(2) シンガポール

1990年3月にシンガポール政府の出資により、シンガポールの貿易・経済取引に関係する紛争の仲裁センターとして設立されたのがシンガポール国際仲裁センター(S I A C : Singapore International Arbitration Centres)である。

その背景には、シンガポールを世界のハブと発展させ、経済の牽引力を高め、法曹界の活性化を図り、国際社会におけるその地位を高めるために、アジアの国際紛争解決センターにするという構想がある。

これを更に発展させるために2009年にシンガポール政府はチャンギ国際空港から車で25分の立地に、世界初の複合型紛争解決施設Maxwell Chambersを開設した。同施設内にはICCやAAA I C D Rなどの欧米の主要仲裁機関や仲裁専門の法律事務所のオフィスがあり、複数のレストラ

ンも完備されている(注5)。

(3) 韓国

大韓商事仲裁院(K C A B : The Korean Commercial Arbitration Board)は韓国唯一の仲裁機関であるが、その前身は1966年に仲裁法の制定と共に設立されたが当時は商工会議所の付設の委員会としてスタートし、その後2回の組織変更を経て1980年に現在の名称に改められた。

当時の韓国の仲裁は訴訟類似の手続きでグローバルスタンダードとはかけ離れていた度々の改正により、よりグローバルスタンダードに近づける努力がなされている。

2013年には韓国弁護士会、K C A B、ソウル市及び韓国政府の支援により「ソウル国際紛争解決センター」(「ソウル I D R C」 Seoul International Dispute Resolution Centre)が設立された(注6)。

(4) マレーシア

マレーシアの仲裁センターである「クアラルンプール仲裁地域センター」(K L R C A : The Regional Centre for Arbitration at Kuala Lumpur)は1978年にマレーシア政府の援助の下に設立された。

2014年にはクアラルンプール駅前に元シャリア(イスラム法)裁判所の建物を全面改装した紛争解決センターが設けられた(費用は政府負担)。19の審問室と22の準備室があり、同施設内にはP C AやC I A r b、ADRを専門とする法律事務所などのオフィスがある(注7)。

(5) インド

インドには1965年に設立されたインド仲裁協議会(Indian Council of Arbitration)があり、仲裁手続の管理のほか仲裁・調停のための施設の提供等を行っていたが、2008年には世界銀行の資金で裁判外紛争解決のための国際センター(I C A D R : International Centre for Alternative Dispute Resolution)がデリーに設立され、国際経済紛争の解決のための機関として認められることを目的としていた(注8)。

しかしながら、東南アジアにおける国際経済紛争の解決センター



Exchange Square : 香港

Hearing room : 香港



Maxwell Chambers : シンガポール



Hearing room : シンガポール



Seoul IDRC : 韓国



Hearing room : 韓国



国際仲裁の世界的動向（1）

Sulaiman Building : マレーシア



としてはシンガポールが中心となりつつあり、インドの多数の事件がシンガポールのS I A Cで解決されるようになるに至っていた。そこでかかる現状からインドをアジアにおける国際経済紛争解決の一大拠点とすべく2016年ムンバイに「ムンバイ国際仲裁センター」(M C I A : Mumbai Cen-

Hearing room : マレーシア



tre for International Arbitration) が設立された。資金は主として私企業からの寄付によったと言われている(注9)。インド政府は現在シンガポールやロンドンへ行っている仲裁事件をM C I Aで解決するようにになれば莫大な経済効果が見込まれるとみている(注10)。現状ではシンガ

Mumbai Centre for International Arbitration : インド



ポール(S I A C)の国際仲裁事件数の約25%がインドの当事者が関係しているといわれているが、これらをM C I Aで解決することを企図している(注11)。

(6) 日本

わが国には古くから海運業者のための仲裁業務が日本海運集会所

で行われているが、国際商事紛争解決のための国際仲裁機関としては一般社団法人日本商事仲裁協会(J C A A : The Japan Commercial Arbitration Association)がある。

同協会は1950年(昭和25年)に日本商工会議所の国際商事仲裁委員会として発足し、その後1953年(昭和28年)に独立して社団法人国際商事仲裁協会に改組され、さらに2003年(平成15年)には名称を社団法人日本商事仲裁協会に変更し、2009年(平成21年)4月1日から社団法人から一般社団法人に改組されている。主な事業は、仲裁・ADR、広報・セミナー、ATAカルネ・SCCカルネである(注12・13)。

しかしながら既述のとおり国際仲裁事件数は最近10年間で年間11件〜27件にすぎず、諸外国と事件数を単純に比較しても著しく少ないが、東南アジアの前記国際仲裁の活発な国との経済力の差を考慮すれば、日本の国際紛争解決機関として充分と言える数ではない。

現状では日本企業とその関係先外国企業との国際経済紛争のほとんどが日本以外の国際紛争解決機関等で解決されているといわざるを得ないのである。

J C A Aの事務所はいずれも小さな賃借事務所であり、仲裁法廷、

同時通訳ブース等諸外国に完備されているような設備は全くない。しかも公的な財政的援助はなく、事務所の維持費用は主としてカルネ事業からの収入でまかなわれており、仲裁事件等の管理費用はごく一部である。最近東南アジア諸国で進められているインフラ整備と比較すると日本は著しく遅れているといえる。

5. 急がれる日本のインフラ整備

戦後日本の産業が急速に発展したのは、いわゆる「護送船団方式」といわれる官民一体となつての産業振興策が功を奏したからであると言われている。

ジェットロ（JETRO）等の外郭団体が世界各国の必要な情報を収集し、それが必要な企業に提供したり、連携先の紹介等現地での様々な支援を提供したことなどがその例である。

しかしながら、本来は司法分野に属すると考えられる法的紛争の解決は政府の産業振興支援の主たる対象に含まれていなかった。そのため日本企業が力をつけ輸出が輸入を大幅に上回る頃になると、日本企業に対する攻撃が増え、多くの日本企業が外国の取引先との紛争で苦勞することとなった。

1970年～1980年代においては海外進出をしていたのは主として巨大企業であり、かかる場合には社内スタッフにも語学ができ法学部出身の優秀な社員がいたことから、内外の法律事務所の協力を得て海外での訴訟、仲裁案件等の処理がされてきた。

欧米では国際経済取引で重要なのはその紛争解決方法が整備されていることであるといわれている。このような意味でも、日本の企業にとって日本の国際経済紛争解決のための仲裁機関等のインフラ整備は急を要する問題である。特に中小企業の場合は社内の法務スタッフも充分とは言えず、海外での活動経験も限られている。今後当事者となる日本企業も大企業に限られないことから国際仲裁機関等のサービスに依存する程度もより大きくなると思われる。

6. 日本における国際仲裁活性化の試み

日本における国際仲裁活性化への動きは外国弁護士問題との関係で外庄により始まったということが出来る。日本は1986年（昭和61年）にいわゆる外弁法（注14）を制定して、外国弁護士も弁護士会に登録して外国法事務弁護士になれば一定の範囲で（原資格国法

と指定法に關して）日本国内で業として法律事務を行うことができるとした。

しかしながら、仲裁判断は確定判決と同じ効力を有するものである。当初の外弁法では外国弁護士は日本国内の仲裁事件で代理人になることはできないと解されていた。このようなことから、その後欧米から強い圧力がかかるようになり、一時は米の自由化と外弁問題が日本外交の重大な争点となるに至った。

また、日本の仲裁に關与し代理人になれなかった外国弁護士からは外国弁護士の取り扱える業務範囲から仲裁代理が除外されているからだという趣旨の論文も公表された（注15）。

こうした状況の下で、日弁連と法務省は1994年（平成6年）6月から「国際仲裁代理研究会」を共催した（注16）。その後研究会は、香港、シンガポール、オーストラリアの仲裁制度を調査し、参考としたうえで1995年（平成7年）10月25日に報告書を公表し、以下のような提言を行った。

「我が国の国際仲裁を活性化し、充実させるために、国際仲裁手続においては、外国弁護士が当事者を代理すること及び外

国法事務弁護士についても原資格国法または指定法による制限なく当事者を代理することができること法律上明定すべきである。なお、我が国における国際仲裁を活性化し、充実させて、より高次の段階に発展させるためには、国際仲裁法制度の整備、国際仲裁に關する紛争解決を一層充実させるための施策等を含め、国際仲裁制度の整備に關する検討が、関係機関、団体等によつてされることを望むものである。」（注17）

この提言の前段の外国弁護士の活動に關しては、日本は1996年（平成8年）6月12日に外弁法を改正し、日本に登録した外国法事務弁護士は日本国内で行われる国際仲裁手続の当事者の代理人となりうること（注18）、日本に登録していない外国弁護士も自国の依頼者が日本における国際仲裁の当事者となった場合には、準拠法の如何にかかわらず当事者を代理できることになった（注19）。

また、提言の後段の国際仲裁法制度の整備に關しては、1997年（平成9年）12月に日弁連と法務省の共催の下に、「国際仲裁研究会」が設置された（注20）。この研究会においても香港のHKIAC、シンガポールのSIAC、イ

ギリスの「ロンドン」国際仲裁裁判所」(LCIA: The London Court of International Arbitration)、「イギリス仲裁人協会」(CIA: The Chartered Institute of Arbitrators)、フランスの「国際商業会議所」(ICC) 国際仲裁裁判所」(International Court of Arbitration, International Chamber of Commerce) 等の海外調査を行い、その結果をもとに検討の結果、1999年(平成11年)3月31日に報告書が公表された(注21)。

同報告書によると、国際仲裁の活性化の必要性に関しては「今後ますます増大すると予想される国際仲裁に対するニーズに対応していくために、我が国を仲裁地とする国際仲裁を活性化するための具体的方策が緊急に検討されなければならないし、その方策の具体化を図らなければならない」(注22)とし、活性化のための方策として、以下の点が議論された(注23)。

- (ア) 我が国の仲裁に対する理解、信頼の確保
- ① 信頼される仲裁人の確保
- ② 仲裁人の養成
- ③ 広報活動等の充実強化
- (イ) 仲裁法制の整備
- (ウ) 仲裁機関の在り方
- ① 既存の仲裁機関の取組み

② 今後の仲裁機関の在り方
特に(ウ)②の今後の仲裁機関

の在り方に関しては、「我が国における国際仲裁を活性化するための方策として、新たな国際仲裁を支援するための国際仲裁センターを設立し、政府等による資金援助をもって、通訳人等の人的態勢や、仲裁法廷、同時通訳設備、テレビ会議システム等の物的設備の充実を図るべきであり、これにより世界における国際商事紛争解決に資することになると同時に、我が国の仲裁に対する諸外国の信頼を確保することも可能となる」(注24)という日弁連出身の委員の意見が有力であったが、予算を伴う提言は避けたいという官庁出身の委員・幹事の意見が強く主張され、調整の結果、1999年(平成11年)3月31日付報告書では最終的には以下の提言となった。

「1 連絡協議会の設置

我が国における国際仲裁制度をより高次の段階に発展させ、我が国を世界における国際商事紛争解決の拠点の一つとするために、仲裁機関の連携・協力のための横断的組織、すなわち、既存の国際仲裁機関に関係機関等を加えた「連絡協議会」を速やかに設置し、信頼に足る仲裁人の確保及び養成、広報・普及

活動等を効率的、効果的かつ充実したものとし、我が国の国際仲裁に対する理解・信頼の確保に努める必要がある。

また、上記「連絡協議会」において既存の仲裁機関を人的・物的設備等の面で支援することを目指す「国際仲裁センター」の将来的設立も視野に入れた具体的な諸問題も協議・検討されるべきである。

2 国際仲裁法制の整備

我が国における国際仲裁制度を活性化するため、国際的にも理解しやすい仲裁法制を確立することにより国際仲裁を利用しやすいものとするという観点から、早期に国際仲裁に関する法制を整備することが期待される。(注25)

この国際仲裁研究会の提言の1に基づき1999年(平成11年)12月に「国際仲裁連絡協議会」(任意団体)が日弁連、各種仲裁機関、関係省庁の関係者を構成員として発足し(注26)、定期的に協議会を開催し、我が国の仲裁制度の発展、仲裁人の確保及び養成、広報・普及活動等を効果的かつ充実したものとするための方策等が協議された。

また前記提言の2に基づき20

03年(平成15年)8月に新仲裁法が公布(2004年3月施行)された。新仲裁法はUNCITRAL(注27)の国際商事仲裁に関するUNCITRALモデル法(1985年)(注28)に準拠しており、外国当事者にとつても日本の仲裁制度を予見することが容易となつていたので、国際化が実現されたといえることができる。

なお、前記「国際仲裁連絡協議会」は2003年3月に発展的に解消され、同年10月16日に新たに日本仲裁人協会(任意団体)が設立され、同協会は2005年12月5日に法人化され社団法人日本仲裁人協会となり、2014年1月16日からは公益社団法人日本仲裁人協会(現理事長は川村明弁護士)となり(注29)、前記国際仲裁研究会報告書で提言された信頼される仲裁人の確保・養成のための研修・検定、各種セミナーを実施し広報活動等の充実強化し、日本における国際仲裁の活性化のための方策を検討している。

日本仲裁人協会内にも2015年に「日本国際紛争解決センター」(仮称)設立検討会議を設置し、その具体的な方策を検討している。また、日弁連法律サービス展開本部国際業務推進センター国際商事・投資仲裁ADR部会においても同旨の活動がなされている。

7. 「日本国際仲裁センター」 （仮称）の構想

前記のとおり国際仲裁研究会の1999年（平成11年）の報告書において（提言1の末尾）、「既存の仲裁機関を人的・物的設備等の面で支援することを目的とする『国際仲裁センター』の将来的設立も視野に入れた具体的な諸問題も協議・検討するべきである」と提言されてから16年以上が経過している。その間に東南アジアの諸国では類似の構想が着実に現実化されるに至っている。

今後は我が国においても前記提言を実行に移し、東南アジアの諸国のように、政府、自治体、経済団体等の財政的支援を得て「日本国際仲裁センター」（仮称）を設立し、日本を東南アジアにおける国際紛争解決のセンターにすることを目指すことが喫緊の課題となっている。

まず、前記諸外国のようなセンターを設立し、バイリンガルスタッフを含む事務局の常置、国際紛争解決方法に関する情報の収集を行ない、仲裁法廷、仲裁人控室、当事者控室、同時通訳設備、テレビ会議システム等の設備、資料の翻訳等のサービスも充実させ、これらを、JCAAを含む日本のあらゆる国際ADR機関が利用可能とする。そして、日本から世界に

対し、日本において国際紛争を解決しうる人的・物的設備のあることを広報活動により周知されるようにして、日本における国際仲裁等の事案を増加させるとともに、諸外国の同等の機関とも協力関係を発展させる（当事者の国以外の第三仲裁地として選択されることも可能）ことが必要と思われる。

8. 日本の国際紛争解決法 の改善策（注30）

（1）日本の仲裁法の改正

日本の新仲裁法は1985年のUNCITRALモデルに準拠して2003年に制定され、2004年3月に施行されたが、その後一度も改正されていない。2006年にUNCITRALモデル法の改正が行われたがそれを取り入れるための議論も現状ではなされていない。

韓国では既に2006年のUNCITRALモデル法の改正を反映して仲裁法を改正し、その後も国際的なトレンドを考慮して関連法規の改正が度々なされている。日本の新仲裁法は制定当時のままに緊急仲裁人、暫定的保全措置等の制度（注31）の導入や、将来の検討が予定されている消費者仲裁・労働仲裁（注32）、仲裁合意の範囲（13条で離婚または離婚の紛

争が除外されているので、ハーグ子の奪取条約の子の連れ去り事案等で和解に執行力を付与するためにも仲裁が利用できない）等についても十分に議論のうえ、日本の仲裁法改正も視野に入れて、関連法規を早急に検討する必要がある。

（2）仲裁判断取消等の裁判 手続での送達

仲裁判断取消等の裁判手続が判決手続から決定手続となり、迅速化されるはずが、日本の裁判所の実務として海外への正式送達を行うことから、取消申立から審尋期日まで1年近くかかり、しかも膨大な書類の翻訳が必要となり時間的、費用的に当事者の過大な負担となっている。裁判実務を変更するか、ハーグ送達条約の改正が必要ならば、その提言を行う等何らかの改善が必要である。

（3）日本の裁判手続は日本 語という原則の例外

日本の裁判所では日本語を用いることになっている（裁判所法74条）。原則はこのままでよいが、例外を設けるべきである。たとえば国際的な訴訟の場合に当事者の合意があれば英文での契約書等の書証は翻訳文は省略してよい等の弾力的な運用が望まれる。

日本の裁判官も海外留学経験者

は多く英語のできる書記官も少なくない。国際訴訟専門部を設けて一部外国語で（翻訳なしで）訴訟ができるようになれば、時間的にも費用的にも当事者にとって利用しやすくなる。現状のままでは国際的な事案では日本の裁判所を極力避ける努力がなされることになり、日本の当事者にとっても望ましくない結果となる。

（4）特色ある簡易仲裁制度 の創設

最近の国際仲裁案件では仲裁費用が非常に高くなっている。それは著名な国際仲裁人報酬の時間単価が高くなっていることと、事件が複雑化し時間を要するためである。

しかし、今後は中小企業の海外進出も増えることから比較的小さい仲裁事件も増えてくるので、「早く、安く」というニーズは増大すると思われる。そこで、日本独特の安く、早く解決できる簡易仲裁制度を創設し、これを世界へアピールすれば日本の仲裁件数も飛躍的に増えるのみならず、内外の当事者にとっても喜ばれることになる。

海外でも簡易仲裁制度はあり、JCAAにもこの制度はあるが、必ずしも多用されているとは言えない。利便性をよりよくするため

(1) 対象となる紛争の額、(2) 仲裁人の数と国籍、(3) 証拠法の制限、(4) 審問期日の数、(5) 申立から仲裁判断までの期間、(6) 使用言語等を工夫して利用しやすい制度とする必要がある。

9. むすび

既述のごとく国際経済取引を円滑にするためには、その紛争解決方法を整備することが不可欠である。東南アジア諸国では国際仲裁センター等を整備し、自国を国際紛争解決センターにし、それに伴い多数の関係者が自国に出入りすることの経済効果を得ることも目指している(注33)。

経済大国といわれている日本はハードの面(物的な箱物の整備)でも、ソフトの面(仲裁促進法制、優秀な仲裁人・代理人の育成、情報の収集等)でも著しく遅れているのが現状である。2020年には東京でオリンピック・パラリンピックが開催され、スポーツ仲裁も必要となる(注34)。しかし、我が国の官民あげての協力があれば諸外国に追いつき追い越すことも不可能ではないと思われる。関係者間の建設的な議論と迅速な対応が望まれている。

注

1 東京都の大田区、墨田区でも同様の状況となっていると言われている。

2 2015年に、「世界やアジアにおける仲裁の現況を概観した上で、日本の仲裁の世界における現在の地位について検討し、我が国における仲裁制度の歴史的発展や、日本仲裁の未来の可能性について多角的に論じる」という目的で「仲裁法制の過去・現在・未来」の特集号が日本評論社より発行された。その企画趣旨に関しては、古田啓昌「企画趣旨」法律時報87巻4号4頁、また国際仲裁の長所に関しては、小原淳見「国際仲裁の国際標準」、法律時報87巻4号6頁、アジア諸国と日本の仲裁の比較に関しては、手塚裕之、前田葉子、「アジア仲裁の展開と日本」、法律時報87巻4号13頁、日本社会と仲裁に関しては、早川吉尚、「日本における仲裁の歴史的位相」、法律時報87巻4号19頁、建設仲裁に関しては、大本俊彦「建設仲裁」法律時報87巻4号37頁を各参照。また、最近、国際商事仲裁の性格と手続に關し、最新の法理と実務を紹介する新書が出版された。谷口安平、鈴木五十三編著、「国際商事仲裁の法と実務」丸善雄松堂(2016年)である。合わせて参考とされた。

3 この点に關しては、小原淳見「国際仲裁の新たな潮流」海外の最新動向と日本の課題「国際仲裁・新たな潮流」待ったなしのインフラ整備の必要性」自由と正義(Vol.67 No.7)2016年7月号21頁に詳しい。香港、シンガポール、マレーシア、韓国の詳細は同論文を参考にされたい。

4 小原淳見、前掲自由と正義23頁。

5 小原淳見、前掲書24頁。

6 小原淳見、前掲書25頁。

7 小原淳見、前掲書24頁。

8 <http://icadr.ni-n/>

9 <http://www.thehindu.com/news/cities/mumbai/mumbai-arbitration-centre-to-open-on-october-8/article9006105.ece>

10 <http://www.dhaindia.com/mumbai/report-mumbai-centre-for-international-arbitration-to-come-up-at-bkc-2194461>

11 <http://www.thehindu.com/news/cities/mumbai/mumbai-arbitration-centre-to-open-on-october-8/article9006105.ece>

12 一般社団法人日本商事仲裁協会パンフ「JCAA The Japan Commercial Arbitration Association 仲裁の案内」。

13 横川浩、日本商事仲裁協会の取り組み、法律時報87巻4号49頁。

14 外国弁護士による法律事務の取扱に關する特別措置法(昭和61年5月23日法律第66号)。

15 Charles R. Ragan, 「Arbitration in Japan: Caveat Foreign Drafter and Other Lessons」 Arbitration International (Kluwer Law International 1991 Volume 7 Issue 2) PP. 93-113

16 この研究会の構成員は座長の小島武司中央大学教授、委員は学者(1)、国際商事仲裁協会(1)、企業法務部(1)、外務省(1)、通産省(1)、法務省(4)、弁護士(3)、日弁連(3)の合計16名であった。

17 「国際仲裁代理研究会報告書」平成7年10月25日、国際仲裁代理研究会(日弁連、法務省共催)13頁。

18 外弁法2条1項1号、5条の3。

19 外弁法58条の2。

20 この研究会の構成員は、座長の川又良也大阪国際大学教授、委員・幹事は学者(1)、民間会社法務部(3)、国際商事仲裁協会(1)、日本海運集会所(1)、通産省(1)、建設省(1)、運輸省(1)、弁護士(4)、法務省(7)、日弁連(7)の合計28名であった。

21 「国際仲裁研究会報告書」平成11年3月31日、国際仲裁研究会(日弁連、法務省共催)。

22 前掲報告書 8頁。

23 前掲報告書 8頁・10頁。

24 前掲報告書 10頁。

25 前掲報告書 12頁。

26 この協議会の構成員は座長は花水征一弁護士、委員は学者(2)、国際商事仲裁協会(1)、日本海運集会所(1)、通産省(3)、建設省(1)、弁理士会(1)、弁護士(1)、法務省(1)、日弁連(4)の合計16名であった。

27 国連国際商取引委員会(UNCITRAL A1: United Nations Commission on International Trade Law)は、国際商取引法の調和を図るために条約やモデル法、規則、法的指針を策定させ、それによつて世界の取引を円滑にすることを目的としている国連の法律機関である。

28 その後のこのモデル法は2006年に改正されている。

29 川村明、日本仲裁人協会の取り組み、法律時報87巻4号51頁。

30 日本仲裁人協会内の前記検討会議副座長の手塚裕之弁護士は、「2016年4月6日JAA国際紛争解決センター設立検討会議資料」日本が仲裁地として不適な場合と正策」と題するメモにより、数々の示唆に富む改善案を提案されている。本稿の改善策もそれと検討会における議論を参考とさせていただいたものである。

31 緊急仲裁人 暫定的保全措置等に関するは、小原淳見、「暫定措置(Interim Measures)」前掲書(丸善雄松堂)319頁参照。

32 仲裁法附則3条、4条、なお、消費者仲裁、労働仲裁については、出井直樹「消費者仲裁・労働仲裁」、法律時報87巻4号25頁参照。

33 東南アジア諸国は仲裁振興策で国際社会における法の支配の主導権を握ることも、仲裁振興そのものの自国にもたらす経済効果をも重視しているのである。小原淳見、前掲書(自由と正義)26頁参照。

34 スポーツ仲裁に關しては、小川和茂「スポーツ仲裁」、法律時報87巻4号31頁参照。